

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

有限会社 大同設備 高知県四万十市中村新町5-10

2 指名停止の期間

令和2年9月2日 ～ 令和2年10月1日 (1ヵ月間)

3 指名停止の理由

有限会社大同設備は、営業所の専任技術者を専らその職務に従事させるべきところ、元請けとして請け負った四万十市発注の政令で定める重要な建設工事に、主任技術者として配置したことにより、建設業法第15条第2号及び同法第26条第3項の主任技術者の専任義務に違反し、同法第28条第1項に該当するとして、令和2年7月27日高知県知事から指示処分を受けた。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」(S59.6.11付 59林野経第156号)第1の規定に基づく、別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

「工事請負契約指名停止等措置要領」

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	指名停止の期間
(建設業法違反行為) 13 当該部局が管轄する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

お問い合わせ先・閲覧場所

四国森林管理局 総務企画部 経理課(2階) TEL 088-821-2060